



2022.8.1 No.214 8・9月号

くらしの情報 とやま

トピックス P2 エシカル消費とは

MAKE TOYAMA STYLE

BEYOND CORONA, WITH US

発行/富山県生活環境文化財部県民生活課 富山県消費生活センター <https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

パソコンに大手ネット通販会社から「お支払い方法に問題があります。クレジットカード情報の更新を…」とメールが届きました。不審なのですが…。

相

談

数日前に、パソコンに大手ネット通販会社から「重要なお知らせ」とのメールが届きました。本文には「お支払方法に問題があります」「支払方法を更新する」をクリックする「クレジットカード有効期限を更新するか、新しいカード情報を入力してください」等の記載がありました。不審なのですが…。(50代 女性)

回

答

○不審なメールを受け取ったら、記載されたURLに安易にアクセスしたり、送信者へ返信してはいけません。当該会員でない場合や、身に覚えがないなどの場合は、無視しましょう。心配であれば、事業者の公式サイトでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。

○メールのURLにアクセスし、個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。もしアクセスしても、個人情報には絶対に入力してはいけません。

○ショートメッセージや、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）のフィッシング詐欺にも注意しましょう。

○パソコンやスマートフォンを最新の状態にしておくとともに、不正サイトへのアクセスを遮断できるセキュリティ対策ソフトの導入を検討しましょう。



不審に思ったり、万トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

注意喚起!

「無謀なDIY」が招く危険 ～エアコンと除湿機の事故～

近年、コロナ禍の影響もあり、DIYの人气が上昇しています。

しかし、エアコンに関する手入れや工事の中には、専門の知識や電気工事士の資格を要するものがあり、専門の知識などを持たない一般の消費者が「無謀なDIY」*による作業を行うと、破裂や発火などの事故に至るおそれがあります。

また、衣類乾燥でも活躍する除湿機は、販売台数の増加に伴い、事故も増えている傾向が見られ、なかには不適切な修理・加工を行ったことによる事故も発生しています。

■エアコンの気をつけるポイント

○「無謀なDIY」によるエアコンの設置・撤去などの工事、エアコンの内部洗浄を行わない。購入先である販売店、メーカーの窓口、専門業者などに相談し、専門の知識、資格を持った業者に依頼する。

■除湿機の気をつけるポイント

○移動時や使用時に電源コードを引っ張らない、折り曲げない。
○電源コードが損傷した際、ねじり接続など無謀なDIYによる修理を行わない。

■エアコン・除湿機に共通して気をつけるポイント

○リコール対象製品か確認する。

*本資料では、消費者自らが、取扱説明書や施工説明書で禁止している又は専門の資格を持たないとできない製品の整備や修理、加工などを行うことを指します。



詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/data/000138654.pdf>

エシカル消費とは

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

※エシカル(Ethical)＝倫理的・道徳的

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標のうち、エシカル消費は、主に12番目の目標である「つくる責任、つかう責任」に関連する取り組みです。

12番目の目標



▶人・社会への配慮

商品やサービスの裏に隠されたストーリーに、思いを巡らせてみませんか？

フェアトレード認証商品や障がい者施設で作られた製品など、人・社会に配慮された商品を見つけて、選んで購入することで、より多くの人々が持続可能な生活を送れるようになります。



▶地域への配慮

「簡単」、「便利」に購入できることは魅力的ですが、「地域の振興」もお買い物では大事な視点の一つです。

地元の食材を「選ぶ」ことや地元のお店で商品を「買う」ことは、地元を「応援する」ことにつながります。

▶環境への配慮

地球環境の現状や問題を「自分には関係ない遠い話」と見過ごすのではなく、より良い未来に向かって、一步を踏み出しましょう。



○みんなで支え合う社会へ

エシカル消費は「社会が豊かなときに、お金に余裕がある人が実践するもの」ではありません。一人一人が、思いやりを持った消費行動を心掛けて、商品が届くまでの背景や廃棄された後の影響を考え、そこにある課題を知り、その解決につながるようなモノやサービスを利用することが、次の世代へバトンをつないでいく私たちの役割です。

消費と社会のつながりを「自分ごと」として捉え、世界の未来を変えるために、今から行動しましょう！

(出典：「エシカル消費特設サイト」消費者庁<https://www.ethical.caa.go.jp/>)

「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!?

販売サイト等で「1回目90% OFF」「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料の通信販売に関する相談(以下、「定期購入」に関する相談)が多く寄せられています。

アドバイス

通信販売には、クーリング・オフ制度(無条件解約)がありません。

改正特定商取引法では、販売業者に「最終確認画面」で分量や販売価格、支払時期・方法、申込の撤回に関すること等を明確に表示することが義務付けられました。誤認させる表示により消費者が申込みした場合は、契約を取り消せる可能性があります。(令和4年6月1日施行)

低価格を強調する広告の場合は、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。

「最終確認画面」のチェックポイント(注文する前)

- 定期購入が条件になっていませんか?**
「初回特別価格」「〇カ月コース」「定期コース」などと表示されている場合は、特によく確認しましょう。
 - 継続期間や購入回数が決められていませんか?**
「〇回をお受け取り後に解約できます」「〇回のお受け取りが条件になっています」などと表示されている場合はよく確認しましょう。
 - 支払うことになる総額はいくらですか?**
各回の分量、2回目以降の代金は、初回の分量、代金と異なるケースがあります。
 - 解約の際の連絡手段を確認しましたか?**
解約手段が電話やメッセージアプリに限定されている場合は、電話が繋がらない、メッセージアプリの操作がうまくできないことも想定しておきましょう。
 - 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか?**
特に、「次回商品発送の〇日前までに連絡をすれば解約できる」など解約の申出に期限がある場合には申出の期限、解約時に違約金などの支払いが必要であればその内容など解約条件の詳細を確認しましょう。
 - 利用規約の内容を確認しましたか?**
 - 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか?**
契約を取り消す際の証拠になります。
- ※未成年者の場合は以下の点も確認してください。
- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか?**
 - 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか?**

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220609_1.html

令和4年度富山県消費者大会の開催について

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者の皆さんに消費生活に関する知識を習得する機会を提供するため、「令和4年度富山県消費者大会」を開催します。

是非ご来場ください。

- 日時 令和4年10月7日(金)13:00~16:00(予定)
- 会場 富山県民共生センター(サンフォルテ:富山市湊入船町6-7)2階ホールほか
- 内容 基調講演「(仮)サステナブルファッションの実現について~今だけ、ここだけ、自分だけをやめよう!~」
講師 日本エシカル推進協議会副会長(ファッションジャーナリスト) 生駒芳子 氏
シンポジウム「(仮)エシカル消費で循環型社会をつくっていこう!」
くらしの安心ネットとやま活動展示、消費生活研究グループ活動発表 など

令和4年度 消費者カレッジを開催します

受講無料！

会場 富山県民共生センター サンフォルテ(富山市湊入船町6-7) 3階研修室

| 回 | 日 時 | 講 座 内 容 | 講 師 |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 9月9日(金) 13:30～16:00 (303研修室) | 開会 オリエンテーション (13:30～13:40) 「特殊詐欺の現状と被害防止対策 ～県内の事例と対策～」 (13:40～14:40) 「環境にやさしい生活をしよう ～食品ロス、食品廃棄物の削減～」 (15:00～16:00) | 富山県警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策係長 横山 和人 氏 富山県環境政策課 廃棄物対策班副主幹 野村 昌宏 氏 |
| 2 | 9月16日(金) 13:30～15:50 (308研修室) | 「製品事故に注意 ～最近の製品事故と防止対策～」 (13:30～14:30) 「キャッシュレス決済の仕組みと上手な利用法」 (14:50～15:50) | (独)製品評価技術基盤機構 北陸支所主査 高島 政宏 氏 富山県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 山岡 加代子 氏 |
| 3 | 9月30日(金) 13:30～15:50 (308研修室) | 「インターネット、スマホのトラブル対策」 (13:30～14:30) 「消費者トラブルと対処法」 (14:50～15:50) | 総務省Eネットキャラバン講師 特定非営利活動法人地域学習 プラットフォーム研究会 榎 富雄 氏 弁護士 丸山 哲司 氏 |

◆募集人員

各講座20名程度(希望する講座のみの受講も可能です。)

◆申込方法

①氏名・年齢 ②住所・電話番号 ③受講講座(一部講座のみ受講の場合)を所定の申込書にご記入の上、郵送、FAX、電話のいずれかの方法によりお申込みください。(電話の場合は上記①～③の内容をお伝えください。)
※申込書は県消費生活センターや各市町村の消費生活相談窓口で配布しているほか、県消費生活センターホームページ(<https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>)からダウンロードすることもできます。

◆締め切り

令和4年9月2日(金)(郵送申込みの場合、当日消印有効)

申込み・問合せ先 〒930-0805 富山市湊入船町6-7 富山県消費生活センター
(TEL.076-432-2949 FAX.076-431-2631)

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(CiCビル内)

富山市消費生活センター……………☎076-443-2047
高岡市消費生活センター …… ☎0766-20-1522
魚津市 市民課 …………… ☎0765-23-1003
氷見市 市民課 …………… ☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課 …………… ☎076-475-2111 (内334)
黒部市消費生活センター …… ☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター …… ☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課 …… ☎0766-67-1760 (内752)
南砺市消費生活センター …… ☎0763-23-2035
射水市消費生活センター …… ☎0766-52-7974
舟橋村 総務課 …………… ☎076-464-1121 (内49)
上市町 町民課 …………… ☎076-472-1111 (内103)
立山町 住民課 …………… ☎076-462-9915
入善町 住民環境課 …………… ☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課 …… ☎0765-83-1100 (内137)
朝日町 社会福祉協議会 …… ☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】

新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、当分の間、できるだけ電話相談のご利用をお願いします。
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市御旅屋町101(御旅屋セリオ5階)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188 (いやや!)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン